

委託業務仕様書

本書はA I人材育成支援事業に係る委託業務内容の詳細について説明するものである。

提案者においては、提案競技実施要領及び本書の内容を踏まえ、事業目的を達成するために実現可能な内容について、事業提案書によりできるだけ具体的に提案すること。

1 委託業務内容

A I人材育成支援事業業務委託に係る提案競技実施要領「4 委託業務内容」に記載する教育事業の詳細は以下のとおりとする。

(1) A I人材育成講座 ビジネス編

(ア) 概要

A I社会の到来によりビジネスがどう変化するのか、事例を確認しながら実際のA Iプロジェクトを進めていくためのノウハウを学ぶ。

現在のA Iの技術でどこまで実現できるのか、A Iを実装するにはどのくらいのデータを集めれば良いか、実装したA Iをどう評価すれば良いか、A Iベンダーに発注する場合の注意点など、実践的な内容を学んだ後、具体的にどのようにビジネスにA Iを適用していくかワークショップで体験する。

(イ) 詳細

- ・受講対象 : ユーザー企業の企画部門, 情報システム部門
I T企業の営業, システムエンジニア, プログラマー
- ・実施形式 : 完全オンライン
事前学習・復習のための e-Learning
オンラインワークショップ
Slack 等を活用した質疑
- ・実施時間等 : e-Learning - 期間3か月程度で10時間程度
オンラインワークショップ - 期間2日間程度で受講時間合計10時間程度
- ・実施回数 : 履行期間内に2回 + e-Learning のみを1回
- ・受講者定員 : 実施1回につき20名程度を想定, e-Learning のみは40名程度を想定
- ・実施日程 : 第1回2021年8月~10月頃を想定
第2回2021年10月~12月頃を想定
e-Learning のみは2021年10月~2022年2月の間で3ヶ月間を想定
- ・その他 : 参加者がスムーズに学習を開始できるように, オンラインワークショップの1か月前に, e-Learning の使い方, A Iの概要, 必要性の理解を促進するセミナーのようなオリエンテーションを開催すること

(ウ) その他

- ・イベントへの講師派遣

人材育成講座の募集を行うために、キックオフイベント、イブニングセミナー（参加費無料のセミナー）の開催を予定している。これらイベントの運営は発注者側で行

うが、各イベントで人材育成講座の説明、セミナーへの講師の派遣を行うこと。

人材育成講座の説明：4回程度(キックオフイベント1回、イブニングセミナー3回)

セミナーへの講師派遣：2回程度(キックオフイベント1回、イブニングセミナー1回)

以下のイベントを予定しているが、詳細は受託事業者と協議の上決定する。

■ キックオフイベント

ユーザー企業の経営者やマネジメント層向けに、AI・DXの必要性を訴えかける講演を行う。平日午後3時間程度を予定。

■ イブニングセミナー

夕方開催するイベントで、平日夕方2時間程度を想定。

・ AI ビジネス入門

経営層や企画部門(非エンジニア)を対象として、事例を学びながら今のAIで何ができるかを確認し、AI人材育成の必要性を理解してもらいセミナーを開催予定。

・ 講座名の提案

受講を多く促すような、講座名を提案すること。

・ 広報への協力

人材育成講座の募集のための広報活動は発注者側で行うが、受託者においてもSNSやプレスリリースサイトなどを利用し、広報の支援を行う事。なお、福岡市のエンジニアやITコミュニティに情報を届けるための工夫など、独自の広報手段があれば提案に含めること。

(2) AI人材育成講座 エンジニア編

(ア)AI人材育成講座 基礎編

これからAIを使ったサービスの開発・提供を始めるため、AIの原理、実装、最適化までのソフトウェアの開発に必要な工程を体系的に習得することを目標とする。

開発実務で利用できる機械学習(ディープラーニング含む)の手法を理解し、データ前処理及び機械学習について、主に統計的な手法を用いたハンズオン(受講者がPCを操作しソフトウェアの作成と実行を行うこと)を通して開発実務に必要なスキルを習得する。

- ・ 受講対象 : ユーザー企業の情報システム部門
IT企業のシステムエンジニア, プログラマー
- ・ 実施形式 : 完全オンライン
事前学習・復習のためのe-Learning
Webinarを活用した講義
メール・Slack等を活用した質疑
- ・ 実施時間等 : e-Learning - 期間6か月程度で30時間程度
Webinar - 期間5日間程度で受講時間合計30時間程度
- ・ 実施回数 : 履行期間内に2回 + e-Learningのみを1回

- ・受講者定員：実施1回につき30名程度を想定，e-Learningのみは30名程度を想定
- ・実施日程：第1回2021年7～12月頃（Webinar 8月）を想定
第2回2021年10月～2022年2月頃（Webinar 11月）を想定
e-Learningのみは2021年7月～2022年2月の間で6ヶ月間を想定
- ・その他：参加者がスムーズに学習を開始できるように，オンラインワークショップの1か月前に，e-Learningの使い方，AIの概要，必要性の理解を促進するセミナーのようなオリエンテーションを開催すること
Webinarは参加できない場合に後日動画で見られるようにすること

(イ)AI人材育成講座 応用編

AIのサービス構築に必要な工程を習得することを目標とする。PBL（Project Based Learning：実際のAIサービスを構築するプロジェクトを模擬した教育方法）により，AIを用いて解決したい課題を提示し，受講者が，その課題解決のための分析，データ準備，AIを用いたツールの開発を行い，AIサービス構築の実務に必要なスキルを習得する。

実際にAIのサービス構築に必要な，クラウド技術や最新のディープラーニングの動向などの情報提供も含めること。

- ・受講対象：ユーザー企業の情報システム部門
IT企業のシステムエンジニア，プログラマー
- ・実施形式：完全オンライン
事前学習や復習のためのe-Learning
Webinarを活用した講義，オンラインワークショップ
メール・Slack等を活用した質疑
- ・実施時間等：e-Learning - 期間5か月程度で10時間程度
Webinar - 期間5日間程度で受講時間合計20時間程度
- ・実施回数：履行期間内に1回
- ・受講者定員：20名程度を想定
- ・実施日程：2021年10月～2022年2月頃を想定
Webinarを2021年12月～2022年1月頃を想定

(ウ)その他

・イベントへの講師派遣

人材育成講座の募集を行うために，キックオフイベント，イブニングセミナー（参加費無料のセミナー）の開催を予定している。これらイベントの運営は発注者側で行うが，各イベントで人材育成講座の説明，セミナーへの講師の派遣を行うこと。

人材育成講座の説明：4回程度（キックオフイベント1回，イブニングセミナー3回）
セミナーへの講師派遣：2回程度（イブニングセミナー2回）

以下のイベントを予定しているが，詳細は受託事業者と協議の上決定する。

■ イブニングセミナー

夕方開催するイベントで，平日夕方2時間程度を想定。

- ・ Python 入門

Python の基本的な文法を習得し、簡単なプログラムを書けるようになる事を目的とし、ハンズオン形式で開催予定。

- ・ PyTorch 入門

深層学習フレームワークの PyTorch の基本的な使い方を学ぶ。ハンズオン形式で開催予定。

- ・ 講座名の提案

受講を多く促すような、講座名を提案すること。

- ・ 広報への協力

人材育成講座の募集のための広報活動は発注者側で行うが、受託者においても SNS やプレスリリースサイトなどを利用し、広報の支援を行う事。なお、福岡市のエンジニアや IT コミュニティに情報を届けるための工夫など、独自の広報手段があれば提案に含めること。

2 事業提案書記載内容

- ・ 提案内容についての事業目的との整合性、事業実施方針等を記載すること。
- ・ 提案内容については具体的に記載すること。
- ・ これまでの事業の実績やノウハウがあれば具体的に記載すること。
- ・ 業務推進体制、業務スケジュールを具体的に記載すること。

3 成果物

成果物の提出方法については、特に指定がある場合を除き、印刷物（1部）及び電子データにより提出すること。

4 その他、注意事項等

- (1) 業務の履行にあたっては、実施内容やスケジュールを含め、当研究所担当者等と綿密な協議を行うこと。
- (2) 「1 委託業務内容」に記載する(1)及び(2)(3)の教育事業について、それぞれ異なる事業者にて実施することとなった場合、各教育事業の連動性等を図るため、事業内容の調整を求めることがある。
- (3) 本事業を実施する中で、当研究所において、他団体が取り組む人材育成事業等と連携を図る場合に、実施内容やスケジュール等の調整を求めることがある。
- (4) 受講者からの受講料収入はすべて当研究所の収入とする。
- (5) 契約の締結、業務の履行に関して必要な経費は、全て事業者の負担とする。
- (6) 本事業終了後、当研究所において成果報告等に関する報告会等を実施する場合、受託事業者に対し、本教育事業の成果報告（発表）等を求めることがあるため協力すること。
- (7) 事業者は、提案競技実施要領及び委託業務仕様書に定めるもののほか、その他関係法令等の定めるところに従わなければならない。
- (8) 本書に定めのない事項及び疑義が生じた場合には双方で協議のうえ決定する。